

## ～動物用医薬品配置従事者身分証明書の交付の申請に、住民票の写しの添付が原則不要となります～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者の住所や氏名の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、動物用医薬品配置従事者身分証明書の交付（書換え交付及び再交付を含む）に必要な書類が、以下のとおり変更となります。

### 1 変更となる事務の概要

薬事法に基づき、動物用医薬品配置販売業又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、動物用医薬品の配置販売に従事してはならないこととなっております。

身分証明書の交付申請（書換え交付及び再交付の申請を含む）をするとき、これまでは主に住民票の写しの提出により住所の確認を行っていましたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。

### 2 必要書類について

住民票の写しの提出が不要になります。

新	旧
<b>(必要なもの)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>動物用医薬品配置従事者身分証明書交付申請書</li><li>申請者の写真</li><li>申請者が配置員であるときは、その者と配置販売業者との関係を証する書類（雇用証書）</li><li>申請者が薬剤師にあっては、薬剤師免許証、登録販売者にあつては、販売従事登録証の写し</li><li>配置区域が他県の場合には、配置しようとする区域の配置販売業の許可証の写し</li></ul>	<b>(必要なもの)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>動物用医薬品配置従事者身分証明書交付申請書</li><li>申請者の写真</li><li>申請者が配置員であるときは、その者と配置販売業者との関係を証する書類（雇用証書）</li><li><u>住民票（もしくは、運転免許証等、住所確認できるもの）の写し</u></li><li>申請者が薬剤師にあっては、薬剤師免許証、登録販売者にあつては、販売従事登録証の写し</li><li>配置区域が他県の場合には、配置しようとする区域の配置販売業の許可証の写し</li></ul>

### 3 お問い合わせ

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県農林水産部畜産課衛生環境推進室

電話 043-223-2938

FAX 043-222-3098